

通関士
学習ポイント講義③
実務編③

片山立志先生



東京駅

学習ポイント講義 予定表

学習内容	
第1回 実務ポイント①	輸出申告、輸出統計品目表、HSコードについて、類・項・号
第2回 実務ポイント②	課税価格の計算の基礎
第3回 実務ポイント③	税率の選択、関税、消費税、地方消費税の計算、輸入申告、実行関税率表
第4回 関税法ポイント①	輸入（納税）申告の時期、原産地証明書、輸入許可前貨物の引き取り承認
第5回 関税法ポイント②	保税地域、関税額の確定、法定納期限と納期限修正申告、更正の請求、更正
第6回 関税法ポイント③	課税物件の確定の時、適用法令の日、納税義務者AEO制度（特例輸入者と特定輸出者）
第7回 定率法ポイント	関税の減免税、戻し税制度
第8回 通関業法ポイント	通関業の許可、通関業者の権利・義務、通関業者の監督処分、通督処分

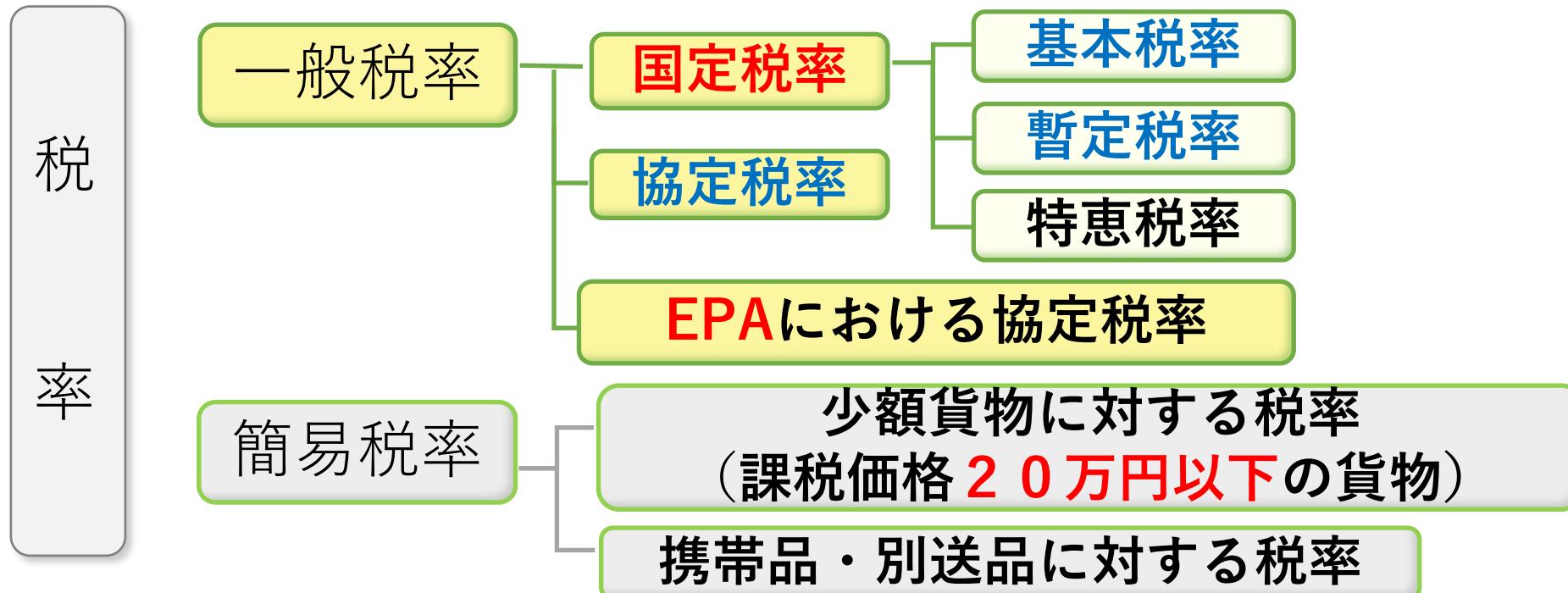
関税の計算方法

課税標準 × 関税率 = 関税額

↓
従価税の場合

→ 課税価格(円) × 関税率(%)

税率の種類 p.323



特恵税率（国定税率の一つ）

関税暫定措置法に定められているもので、開発途上国や地域を原産地とする特定の貨物に対し、一般的の税率より低い税率あるいは無税を適用することが規定されているが、その税率を特恵税率という。

開発途上国などの輸入を増やすことにより、間接的に経済発展を支援しようとする目的としている。

特恵税率を適用する場合には、原則として「特恵原産地証明書」を輸入申告の際に税関に提出する必要がある。

p.442～

特恵受益国の定義

経済が開発途上にある国(または地域)である

かつ

関税に関して特別の便益を受けることを
希望するものである

かつ

便益を与えることが適当であるとして
本邦の政令で定めたもの

固定税率（基本税率と暫定税率）の優先順位

p.322

暫定税率：税率の高い・低いに関わらず基本税率より優先する税率

例 基本税率 5%

暫定税率 8% 暫定税率8%が適用される。

基本税率 6%

暫定税率 3% 暫定税率3%が適用される。

協定税率

協定税率：WTO(国際貿易機関) の加盟国が守らなければならない税率

WTO加盟国からの輸入については、WTOで定めた税率（協定税率のこと）を超えて税率を課してはならない、とされている。

協定税率を適用し輸入する場合は、原産地証明書が必要。

例

①国定税率：5% 協定税率：3%

➡協定税率の3%を適用しないとWTO協定違反になる。

②国定税率：3% 協定税率：3%

➡国定税率は、協定税率を超えていないので国定税率の3%を適用できる。その結果、当然であるが、原産地証明書の提出は、不要になる。

一般の税率の例

(イタリアからの輸入：原産国イタリア)

	基本税率	協定税率	特恵税率	暫定税率	EPA税率
貨物A	5%	6%	Free	7%	—
貨物B	3%	3%	—	—	—
貨物C	4%	10%	Free	5%	—

税率の優先順位

貨物A 基本税率 5%

暫定税率 7%

協定税率 6%

国定税率 暫定税率 7% > 協定税率6%

貨物B 基本税率 3%

暫定税率 なし

協定税率 3%

国定税率 基本税率 = 協定税率

国定税率は、協定税率を超えていない。

∴ 基本税率 3 %

税率の優先順位

貨物C 基本税率 4%

暫定税率 5%

協定税率 10%

国定税率 暫定税率 5% < 協定税率 10%

従価税の計算 (p.578～)

課税価格 × 税率 = 関税額

(チェック) 計算をしてみよう！

課税価格 1,230,600円

関税率 4.6%

消費税率 7.8%

地方消費税 22/78

関税、消費税、地方消費税の計算

①関税の計算

1,230,000円（千円未満切捨て） $\times 4.6\% = 56,580$ 円

→納付すべき関税額 **56,500円**（百円未満切捨て）

②消費税の計算

1,230,600円（端数処理なし）+ 56,500円（納付すべき関税額）= 1,287,100 円

1,287,000円（千円未満切捨て） $\times 7.8\%$

= 100,386円

→納付すべき消費税額 **100,300円**（百円未満切捨て）

③地方消費税の計算

100,300 円（納付すべき消費税額） $\times 22/78 = 28,289$ 円

→納付すべき地方消費税 **28,200 円**（百円未満切捨て）

輸入申告 (NACCSを使用して申告) p.639

(例) ハンドバッグの輸入

HANDBAGS (COW-HIDE LEATHER COMBINED
WITH PRECIOUS METAL) 48pcs

Unit Price US\$144.00 Amount US\$6,912.00

(実勢外国為替相場の週間平均値 132円)

- ①品目番号の選択
- ②輸入申告価格 を求める。

実行関税率表 1

別添 1

実行関税率表 (抜すい)

番号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基本 General	協定 WTO	特惠 Prefer- ential	暫定 Tempo- rary		
42.02			旅行用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハンドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、スポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしゃれい入れ、刃物用ケースその他これらに類する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用繊維、バルカナイズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しくは紙で被覆したものに限る。）及びトランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、鏡用ケース、けん鏡用のホルスターその他これらに類する容器	10%	10%	10%	10%		Trunks, suit-cases, vanity-cases, executive-cases, brief-cases, school satchels, spectacle cases, binocular cases, camera cases, musical instrument cases, gun cases, holsters and similar containers; travelling-bags, toilet bags, rucksacks, handbags, shopping-bags, wallets, purses, map-cases, cigarette-cases, tobacco-pouches, tool bags, sports bags, bottle-cases, jewellery boxes, powder-boxes, cutlery cases and similar containers, of leather or of composition leather, of sheeting of plastics, of textile materials, of vulcanised fibre or of paperboard, or wholly or mainly covered with such materials or with paper: Trunks, suit-cases, vanity cases, executive-cases, brief-cases, school satchels and similar containers: Handbags, whether or not with shoulder strap, including those without handle: With outer surface of leather, of composition leather or of patent leather:
4202.21			トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器 ハンドバッグ（取手が付いていないものを含むものとし、肩ひもが付いているかいないかを問わない。） 外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの	10%	10%	10%	10%		

実行関税率表 2

番号 No.	統計 細分 Stat. Code No.	N A C C S 用	品 名	税率 Rate of Duty				単位 Unit	Description
				基本 General	協定 WTO	特惠 Prefer- ential	暫定 Tempo- rary		
(4202.21)			1 貴金属、これを張り若しくはめつけた金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもののうち、課税価格が1個につき6,000円を超えるもの						1 Combined or trimmed with precious metal, metal clad with precious metal, metal plated with precious metal, precious stones, semiprecious stones, pearls, coral, elephants' tusks or Bekko, more than 6,000yen/piece in value for customs duty:
	110	1	(1) 革製又はパテントレザー製のもの	17.5%	14%	11.2% ×無税 Free		NO KG	(1) Of leather or of patent leather
	120	4	(2) その他のもの	20%	16%	12.8% ×無税 Free		NO KG	(2) Other
	210	3	2 その他のもの (1) 革製又はパテントレザー製のもの	10%	8%	6.4% ×無税 Free		NO KG	2 Other: (1) Of leather or of patent leather
	220	6	(2) その他のもの	12.5%	10%	8% ×無税 Free		NO KG	(2) Other

HANDBAGS (COW-HIDE LEATHER COMBINED WITH PRECIOUS METAL)

ハンドバッグの品目番号の選択 p.644

(実行関税率表) 4202.21

1 貴金属を使用したものでかつ6,000円を超えるもの

2 その他のもの

ハンドバッグ 貴金属を使用したもの

課税価格 1個当たり 144ドル×132円 = 19,008円

1に該当する。

革製のハンドバッグ

1 貴金属を使用

課税価格1個当たり6,000円を超えるもの

- (1) **革製**又はパテントレザー製のもの
- (2) その他のもの

∴品目番号4202.21-110-1

申告価格 $US\$6,912.00 \times 132\text{円} = 912,384\text{円}$



絶対合格するぞ !!